

# あなたの出したゴミ…残されていませんか？

最近、町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物が、回収されずに残されているケースが増えています。

分別が不適正なゴミは収集業者が**不適正排出**と判断し、回収せず残していきます。朝、ステーションに出したゴミが回収されているか必ず確認してください。ステーションを管理している地域の方が、回収されなかったゴミで大変迷惑しています。

●家庭ゴミの分け方・出し方のルールは、次のとおりです。

- ① 燃やすごみ・燃やさないごみは余市町指定のごみ袋（有料）に入れてステーションへ排出する。
- ② 燃やすごみ・燃やさないごみは収集日の朝8時30分、資源物は収集日の朝9時までにステーションへ排出する。
- ③  の表記があり、汚れていないものは資源物（プラスチック製容器包装類）として排出する。
- ④ 資源物は収集曜日や出し方が書かれた看板が立つステーションへ排出する。
- ⑤ プラスチック製容器包装類は透明・半透明の袋に、ペットボトルはキャップとラベルを外して備え付けの網に入れ排出する。
- ⑥ 自分が排出したゴミが収集されたかを確認する。
- ⑦ 事業所から排出されるゴミは、区会内のステーションへは排出できない。

ゴミの分け方・出し方が不十分で、収集時に分別が不適正と判断され残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られます。**自分の出したゴミが残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出しましょう。**なお、排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』で確認してください。

※冊子をお持ちでない方は環境対策課窓口で無料配布しています。また町ホームページからダウンロードできます。

限られた資源を大切にするため、資源物として排出できるものは、**きれいに洗浄し**資源物として排出をお願いします。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1000万円以下の罰金）。いま一度、適切な分別ができているかご確認をお願いします。

問合せ 環境対策課 ☎21-2118



## 平成30年度 納税カレンダー

※今年度の町税の納期限は次のとおりです。1年間の納税計画表としてご利用ください。

		固定資産税	軽自動車税	町道民税	国民健康保険税	夜間集合徴収
町税の納期限	H30年 5月	1期 25日 (金)	全期 25日 (金)			25日 (金)
	6月		納期限内完納を心がけましょう。 もつ一度確かめてみよう納税通知書！	1期 25日 (月)		25日 (月)
	7月	2期 25日 (水)			1期 25日 (水)	25日 (水)
	8月			2期 27日 (月)	2期 27日 (月)	27日 (月)
	9月			3期 25日 (火)	3期 25日 (火)	25日 (火)
	10月	3期 25日 (木)			4期 25日 (木)	25日 (木)
	11月			4期 26日 (月)	5期 26日 (月)	26日 (月)
	12月	4期 25日 (火)			6期 25日 (火)	25日 (火)
	H31年 1月				7期 25日 (金)	25日 (金)
	2月				8期 25日 (月)	25日 (月)

### 夜間集合徴収所

開設場所	役場 税務課 窓口（1階）
	福祉センター本館（富沢町）
開設時間	午後5時30分より7時まで

※お越しの際は必ず納税通知書等をお持ちください。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116